

道の駅「米沢」は「防災拠点自動車駐車場」に指定されています ～ 県内初めての運用訓練について ～

標記について、下記により実施いたしますので、当日の取材についてお願いします。

記

1 目的

「防災拠点自動車駐車場」※に指定された道の駅では、災害時に広域的な災害応急対策を行うため迅速に駐車スペースを確保することが重要であり、令和3年度にこの指定を受けた道の駅「米沢」において、県内の道の駅で初めて運用訓練を行うものです。

防災訓練を通して、災害発生時の対応に関する検証と確認を行うとともに、防災意識の向上と関係団体の連携強化を図ることを目的とします。

2 概要

次により、災害発生時の対応について確認・検証します。

- (1) 日時・場所 令和6年11月21日（木）8時30分～10時
(7時50分～8時20分の間で、道の駅「米沢」主催の避難訓練も実施します。)
- (2) 主 催 山形県置賜総合支庁（道路管理者）
- (3) 参加団体 米沢市（施設等管理者）、㈱アクセス米沢（道の駅「米沢」指定管理者）、置賜広域行政事務組合米沢市消防本部
- (4) 訓練内容 駐車区域の規制訓練（規制看板およびバリケードの設置等）
一般車両及び災害支援車両（消防車、道路パトロール車等）の誘導訓練
- (5) 訓練範囲と参考資料等 別紙のとおり
- (6) その他 当日取材される方は、道の駅「米沢」建物東側（コンビニエンスストア付近）『災害対策本部』（当日設営）にお集まりください。

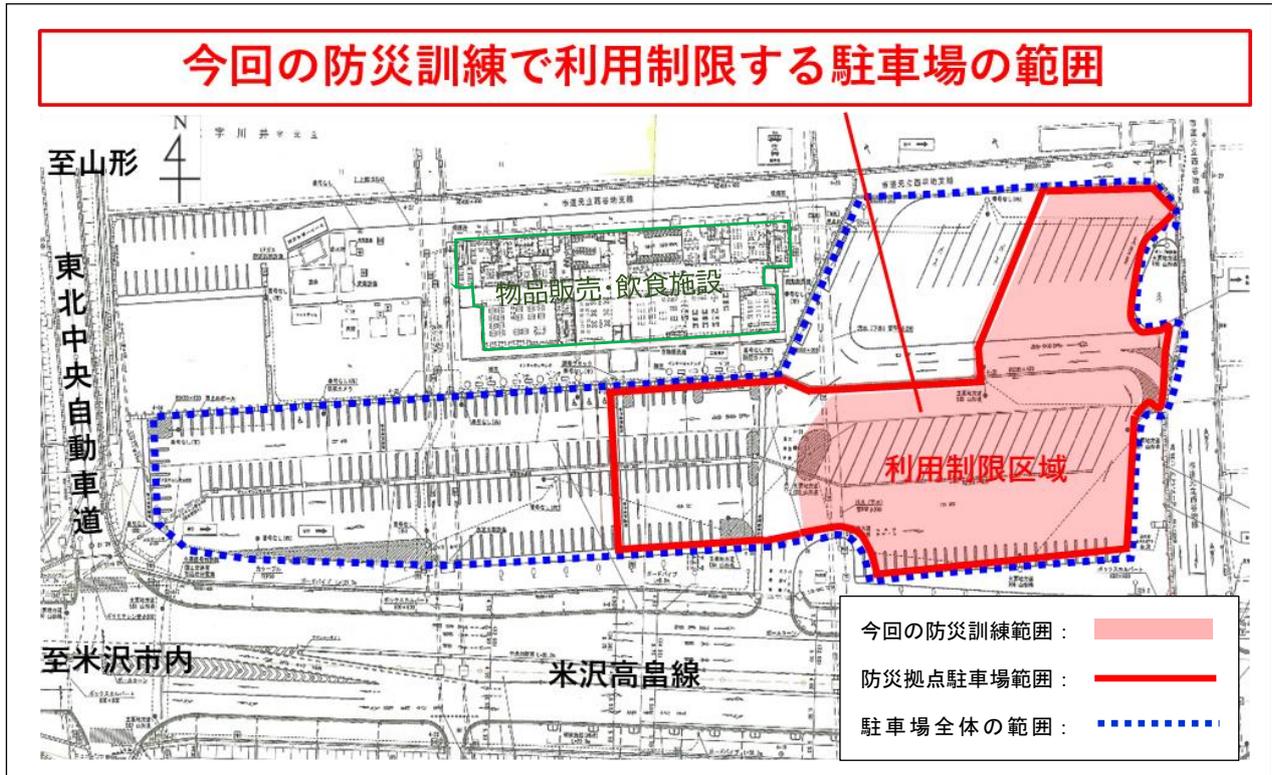
※ 地域防災計画等に位置付けられた「道の駅」や高速道路のサービスエリア・パーキングエリアの自動車駐車場について、国土交通大臣の指定を受けることにより、災害時の防災拠点として運用できる制度（道路法第48条29の3）。県内では道の駅「米沢」(R3)、「むらやま」(R3)、「尾花沢」(R3)、「いいで」(R3)、「やまがた蔵王」(R6)の5箇所が指定。またR6.3末現在、全国では366箇所、東北では70箇所が指定(国交省HPより)。

問合せ先

建設部 道路計画課 道路管理主幹 渡部 高久
TEL 0238-26-6079
報道監 総務企画部長 佐々木 秀徳

別紙

○ 防災拠点自動車駐車場による規制範囲と今回の防災訓練範囲



○ 参考資料：防災拠点自動車駐車場の指定について（国土交通省資料より抜粋）

「防災拠点自動車駐車場」の指定について

○ 広域災害応急対策の拠点となる防災機能を有する「道の駅」等について、
国土交通大臣が防災拠点自動車駐車場として指定する制度を創設
 （改正道路法等 令和3年3月31日成立・公布、令和3年9月25日施行）
 ⇒地域防災計画等に位置付けがある「道の駅」やSA・PAを対象として指定

道の駅におけるイメージ

道路駐車場
(防災拠点自動車駐車場に指定)

地域振興施設等

○ 災害時に防災拠点としての利用以外を **禁止・制限が可能**

利用の禁止・制限の際に設ける標識 道の駅を拠点として活用した災害応急対策

○ 災害時に有用な施設等の占有基準を緩和

○ 道路管理者が隣接する **地域振興施設等の所有者と協定を締結し、災害時には一体的に活用可能**

炊き出しの様子

災害時の駐車場利用制限について

道の駅「米沢」の駐車場は「防災拠点自動車駐車場」に指定されています。

災害発生時には、広域災害応急対策に使用するため、**一般車の利用を禁止・制限**※することがあります。

利用の禁止・制限時には、**標識を設置して制限範囲を明示しますので、場内案内や係員の指示に従って下さい。**

ご理解・ご協力をお願いします。



※道路法第48条29の3に基づく防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限

標識イメージ

